

プロジェクト リース

項目 第 405 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 405 回企業会計基準委員会（2019 年 3 月 22 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

事務局の提案について聞かれた意見

2. すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手する事務局の提案について、今後の審議の中で必要に応じて開発しない方向に後戻りする余地があり得る前提で、消極的に同意する。
3. 現行の日本基準においてもオペレーティング・リースに関する情報は注記により提供されており、財務諸表利用者のニーズに一定程度応えられていることを踏まえると、各国における国際的な会計基準の適用状況（例えば、使用権資産やリース負債の区分表示やコストとベネフィット）を評価しながら対応を決定することが望ましいと考えるが、当委員会において事務局の提案内容に同意する意見が多数であれば、会計基準の開発に着手するにあたり、次の点に留意して慎重に対応を行う必要があると考える。
 - (1) IFRS 第 16 号との整合性を図る場合は、文言レベルでの整合性を図るのではなく、各国における適用状況を踏まえて、IFRS 第 16 号の基本的なアプローチのみを取り入れることとし、あくまで現行の日本基準の改正を行う構えで臨むべきであるとする。
 - (2) 民法上の賃貸借については、我が国に固有の契約も存在するため、形態的な類似点のみに着目してリースとして資産計上するのではなく、それぞれの経済活動の実態を踏まえて判断できるような会計基準の開発が必要であるとする。
 - (3) 我が国の企業は、機器の売り切り、渡し切りではなく、高度専門的なメンテナンス・サービスが不可欠な付加価値をもつビジネスを得意としていると考えられたため、複雑な会計基準を適用することにより、これらのビジネスの創出や成長を阻害しないように留意する必要があるとする。
4. 法律的な観点に鑑みると、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースは性格が異なるものであり、特にオペレーティング・リースの種類は多岐にわたること

を踏まえると、すべてのリースについて資産及び負債を認識することが、本当に財務諸表利用者にとって有用であるのかについては慎重に検討する必要があると考える。

また、借手がリースに係る資産及び負債を計上する一方で、貸手は資産の認識の中止を行わない点で、IFRS 第16号やTopic 842の会計処理モデルは理論的に説明が難しい面もある。貸手の会計処理を現行の会計基準から見直さないことは、財務諸表作成者及び財務諸表利用者の双方にとって、コスト・ベネフィットの観点から良いのかもしれないが、理論的にどのように説明するのかということも検討する必要がある。

5. 特に審議を行う項目について慎重に議論を進めていくことを前提に事務局の提案に賛成する。我が国のビジネスの形態は、モノの所有を前提としたビジネスから、サービスの提供を前提としたビジネスへと変化していることに鑑みると、リースとサービスの区分が外見的には曖昧になりつつある側面もあるため、基準の適用にばらつきが生じないようにするための検討が必要になると考える。

また、延長オプションについて、特に不動産の賃貸借契約においては、各国によってリース期間や契約条件が異なるものであり、我が国に固有の特徴的な契約については実態に合った定めとすることにより、基準の適用にばらつきがなく、かつ、国際的な会計基準との整合性が図られたものとすることができると考える。

6. 特に審議を行う項目について慎重に検討を進めていくことを前提に事務局の提案に賛成する。国際的な会計基準との整合性を図る程度について、日本基準を適用する企業の適用の容易さの観点から、文言レベルでの整合性を図ることに反対する意見があるが、経営管理の観点を踏まえると、国内子会社も在外子会社も同一の尺度で比較できるほうが有用であると考えられるため、我が国の会計基準が国際的な会計基準と異なる取扱いをあまり多く設けることは現実的でないと考ええる。

また、仮に単体財務諸表にも適用する場合には、計算書類のみ作成する会社法上の大会社や持分法適用関連会社に対しても影響が生じることから、会計基準を開発する目的とコストのバランスが取れていないと考えられるため、会計基準の適用対象となる企業の範囲については更に検討する必要があると考える。

7. 会計基準の開発に着手する事務局の提案に賛成する。会計基準の開発の時間軸について、実際に国際的な会計基準を適用している企業の事例や意見を参考にしながら進める慎重さと、国際的な会計基準と乖離している状況が継続することへの懸念の両方を念頭に審議を進める必要があると考える。

以上